

# 奈良市男女共同参画計画（第2次）

## 第1章 計画の趣旨

### 1 策定の趣旨

少子高齢化が進み、経済活動の成熟化など急速に変化する社会情勢の中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置付けられ、1999年（平成11年）男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市におきましても「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき2001年（平成13年）3月に「奈良市男女共同参画計画」を策定、また2003年（平成15年）3月には「奈良市男女共同参画推進条例」を制定しました。

第1次奈良市男女共同参画計画は、今年度で10カ年の計画期間が満了し、この間様々な施策を実施することにより市民意識も徐々に変化してきましたが、いまだ性別による固定的な役割分担意識が根強く、また近年の社会経済情勢の変化も加わり女性も男性もその能力や個性を発揮できていない状況でもあり、男女共同参画社会実現のためにはなお多くの課題が残っています。

今後もこれまでの施策を継承しつつ、経済構造や社会情勢の変化により新たに発生してきた課題に対処するために、新たなステップとして第2次男女共同参画計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 2 計画の基本理念

この計画は「奈良市男女共同参画推進条例」第3条に規定の、次に掲げる6つの事項を基本理念とします。

男女の人権の尊重

社会の制度及び慣行への配慮

方針の立案及び決定に対等に参画する機会の確保

家庭生活における活動とその他の活動を共に行えること

性と生殖に関する自己決定の尊重と生涯を通じての健康に配慮

国際的な取り組みと協調

### 3 計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念をふまえた「奈良市男女共同参画推進条例」第9条に定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」です。

### 4 計画の期間

平成23年度からの10年間とし、目標達成の年を平成32年度とします。ただし、社会情勢の変化や女性を取り巻く状況の変化などに応じて見直しを行います。